

## 高知市公文書等の管理に関する条例 事務局案

### ○第1条事務局案に関する各委員の意見

#### ○ 意見1

##### ① 知る権利

知る権利を条例に明記して欲しいと考えております。

管理法の解釈は承知しておりますが、情報公開クリアリングハウスの三木由希子さんも以前から明記の必要を唱えております。瀬畑源（現在は龍谷大学の准教授のようです）さんなども。また、高知市の情報公開条例には明記されています。

さらに、10月27日・28日に全国歴史資料保存活用連絡協議会（全史料協）というアーカイブズ系の研修大会がありました。

滋賀県公文書館の事例報告があり、条例に知る権利を明記したことが特徴であると、発表されておりました。

条文解釈で知る権利を市民に分かってくださいとするより、分かりやすく明記するという、市民目線の条例にして欲しいと考えます。

##### ② 条例1条目の文面

修正案の文言について、さらなる協議は必要かと存じますが、①の意見と同じく、分かりやすさを考えると、前文ありの方が良いかと思っております。

#### ○ 意見2

##### ① 自由民権運動への言及について

事務局案＝第1条で言及する案でも異存ありません。事務局から提示された理由付けも理解いたしました。

ただ、自由民権運動を高らかにうたうことができるのは本市だけ（でもないのでしょうかね?）ということからしますと、他自治体にできないことをせつかくだからやりたい、という心がないではありません。逆に申しますと、「前文」案は、その程度の理由から提案したものですのでこだわりはありません。

#### ○ 意見3

##### ①第1条について

新たな事務局案については、どちらも問題ないと考えますが、どちらかを選択するなら①がより適切と考えます。

#### ○ 意見4

##### ①第1条について

別添事務局案を「前文なし」と「前文あり」の2通りの案を作成しました。事務局作成の趣旨説明資料を参考にしていただき、ご意見をいただきたいです。

#### 【回答】

趣旨説明資料の「1 前文の制定について」記載のとおり、前文はあえて置かなくともよいと考えます。

## ○ 意見5

### 1. 「前文」の件

- ・「前文は、制定の理念を強調して宣言する必要がある場合におかれることが多く」
  - ⇒ 本件も前文を置けば、市民に対して高知市の姿勢がより強調されわかりやすく宣言されていることになると思います。
- ・「法令では基本法関係におかれることが多い」
  - ⇒ 本件は（高知市の体系では）基本法レベルではないということになりますが、ただ、「高知市行政情報公開条例」にはあるので、そのあたりのバランスはどうなりますでしょうか。
  - ⇒ 論点は、本件の高知市としての位置づけになると思います。自分としては、公文書の管理条例は、情報公開条例と同等の重さがあると思っています。

### 2. 「知る権利」の件

- ・「実質的に取り入れられていると考えられる」
  - ⇒ 『逐条解説』をみると、衆議院内閣委員会において「知る権利」を目的規定に明記すべきとの意見が出されたことを受けて縷々議論があり、「主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ」が追加され、国民の側からの視点が明確にされており、「知る権利」を明記すべきという主張は実質的に取り入れられたとあってよいと思われる、という趣旨の説明があり、なかなか深い議論があったことを理解しました。
  - ⇒ 実質的に取り入れられたということなので、そうであれば国民によく知られた「知る権利」を使ってもよいのではないかと。
  - ⇒ 高知市、高知県の情報公開条例には登場していますし。